官

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の農林水産省令第四十四号

平成二十三年七月八日

七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 鹿野 道彦

別表二の付表第六中「並びにレモン」を「、レ

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 この省令は、公布の日から施行する。